

①補助金等の分野について

市民・団体等が取得したい分野に関する情報を容易に検索できるよう、補助金等を次の7分野に分類しています。

分野	説明
福祉	障害福祉・高齢者福祉・医療等の福祉を目的とした補助金
観光・経済・農水	観光・地域経済活性化・農水産業振興を目的とした補助金
社会教育・文化・スポーツ	社会教育団体活動・文化・スポーツ振興を目的とした補助金
環境	環境保全を目的とした補助金
子ども	子育てや教育を目的とした補助金
市民活動・防犯・防災	市民の自主的な活動や防犯・防災に対する補助金
その他	上記のいずれにも当てはまらない補助金

②補助金等の性質分類について

令和6年度予算分から性質分類を細分化しています。

性質		説明	
制度的補助金	国・県の制度に基づく補助	・法令に定めるもの、国・県等の制度によるもの ・他の市町村との協議に基づき補助するもの	
	会計間補助	市の他会計又は一部事務組合に対して支出するもの	
政策的補助金	扶助費的補助	社会経済情勢や少子高齢化対策等、政策的判断等により個人に対して補助するもの	
	運営費補助	団体等が実施する活動に公益性があると認定した上で、その運営費（人件費、管理費等）に対する補助	
	事業費補助	建設事業費補助	施設の建設・修繕、設備投資、維持管理に係る補助
		奨励事業費補助	団体等が自主的に実施する事業（活動）に対する補助
		イベント事業費補助	各種イベント、大会の開催等に対する補助
		その他事業費補助	上記以外の事業費補助
利子補給・信用保証料補助		利子の一部及び借入時の信用保証料に対する補助	

③市単独事業の別について

「●」は、予算上、市の一般財源のみで賄っている補助金等です。空欄は、全部又は一部を国・県等の財源を活用しています。

④終期の設定について

法令上、終期が定められている場合や、当該補助金等の交付要綱等に終期を定めている場合は、その具体的な時期を記載しています。

⑤交付対象（決算の場合は「交付先」）について

交付対象（交付先）の公表に当たっては、個人情報保護法の諸規定を遵守するとともに、館山市情報公開条例（平成 16 年 3 月 26 日条例第 1 号）第 6 条各号に規定する非開示情報に該当する情報の取扱いに十分注意し、できる限り具体的に公表しています。

交付対象（交付先）が多数の場合は、「○○を設置した者」等と抽象度を上げて記載しています。